

# 「県内大学企画提案型パラスポーツ促進事業業務委託」仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「県内大学企画提案型パラスポーツ促進事業業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても発注者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

## 2 業務委託名

県内大学企画提案型パラスポーツ促進事業業務委託

## 3 事業目的

パラスポーツの更なる普及や、障害のある方が身近な地域で広くパラスポーツに親しめる環境の整備を図ることを目的に、県内大学や学生のアイデア等を活かしたパラスポーツ教室などを実施する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

## 5 委託業務の内容

本事業実施にあたり、大学のゼミナール又は学生グループ等が実施すること。

### （1）パラスポーツ教室の開催

- ・地域住民等を対象としたパラスポーツ教室を3回以上開催すること。（障害のある方を主に対象とした教室とすること）
- ・大学周辺地域の市町村や学校、スポーツ・福祉・医療・教育等の関係団体と連携して取り組むこと。
- ・障害のある方が身近な地域で広くパラスポーツに親しめる環境の整備につながる内容とすること。

## <留意事項>

### ① 参加者の募集

- ・遅くとも開催の1か月前には地域に配布するチラシ等を作成し、広く参加者を募集すること。

### ② 競技用具等の手配

- ・パラスポーツ教室の開催に必要な競技用具及び備品、消耗品等を手配すること。

### ③ 実施体制の確保

- ・実施にあたっては、安全に十分配慮した運営に努めること。受託者は、運営責任者を配置するとともに、司会進行を含め円滑に進められるよう十分な人数のスタッフを配置し、運営体制を整えること。

#### ④ 救護体制の確保

- ・救護体制を構築し、体験会実施時の安全面の管理をすること。
- ・参加者が怪我をした場合、速やかに救護処置を講ずること。また、県へ報告を行うこと。
- ・熱中症等に十分注意し、救急セット等の適切な備品、消耗品等を用意すること。

#### ⑤ 保険への加入

- ・対人・対物に対する損害が起こった場合に備え、保険に加入すること。

#### ⑥ その他

- ・参加者アンケートを実施し、結果をとりまとめること。
- ・イベント当日の記録写真を撮影すること。

### (2) ワークショップの開催

- ・「障害のある方のスポーツ参加の促進」をテーマとしたワークショップを1回以上開催すること。

### (3) 事業報告会の実施

- ・令和9年2月中旬～3月上旬に県が開催する事業報告会において、事業の報告を行うこと。事業報告会の日時等詳細については、後日通知する。
- ・活動内容や地域の関係団体との連携内容、取組の成果、今後の課題、障害のある方のスポーツ参加の促進に向けた提案等について報告すること。

### (4) 独自提案

業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、記載すること。  
なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

## 6 成果品の提出等

(1) 受託者は、下記①～③の成果品を作成の上、紙媒体各1部及び電子データを委託者へ提出すること。

- ① 事業実施報告書
- ② 参加者アンケート結果
- ③ 記録写真（取材不可の方を除いたもの、電子データのみで可、画素数は下げないこと）

### (2) 提出先

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課生涯スポーツ室  
(〒260-8667千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎18階)

## 7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

## 8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。